

品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱

制定	平成 16 年 4 月 21 日	区長決定
		要綱第 67 号
改正	平成 17 年 3 月 29 日	要綱第 26 号
改正	平成 19 年 3 月 29 日	要綱第 42 号
改正	平成 20 年 1 月 7 日	要綱第 10 号
改正	平成 21 年 4 月 1 日	要綱第 428 号
改正	平成 22 年 3 月 18 日	要綱第 30 号
改正	平成 23 年 4 月 1 日	要綱第 46 号
改正	平成 23 年 8 月 1 日	要綱第 606 号
改正	平成 25 年 4 月 1 日	要綱第 43 号
改正	平成 26 年 3 月 26 日	要綱第 35 号
改正	平成 27 年 2 月 23 日	要綱第 57 号
改正	平成 30 年 5 月 1 日	要綱第 135 号
改正	令和 2 年 6 月 19 日	要綱第 133 号
改正	令和 2 年 7 月 1 日	要綱第 180 号
改正	令和 3 年 3 月 25 日	要綱第 36 号
改正	令和 5 年 8 月 10 日	要綱第 157 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日	要綱第 95 号
改正	令和 7 年 4 月 1 日	要綱第 146 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、耐震診断を実施しようとする建築物の所有者に対し、耐震診断機関が選任した専門家を派遣し、および必要な経費の一部を助成することにより、建築物の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 予測される大地震に対して、建築物が必要な耐震性能を保有しているか否かを調査するもので、建築物の構造別に次に掲げる耐震診断等に係る基本書に基づいて行う耐震診断をいう。

ア 木造

「木造住宅の耐震診断と補強方法」(国土交通省建築指導課監修)

イ 鉄骨造

「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」(国土交通省建築指導課監修)

ウ 鉄筋コンクリート造

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」(国土交通省建築指導課監修)

エ 鉄骨鉄筋コンクリート造

「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」(国土交通省建築指導課監修)

- (2) 耐震補強設計 次号に規定する耐震改修工事を目的として、建築物の構造別に前号アからエまでに規定する耐震診断等に係る基本書に基づいて実施する補強設計をい

い、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令に不適合な部分がある場合においては、その是正に係る設計を含むものとする。

- (3) 耐震改修工事 耐震診断および耐震補強設計の結果に基づき、次のいずれも満たす補強工事をいう。

ア 耐震補強設計を行った建築士を工事監理者とし、適切な監理のもとで実施されるものであること。ただし、耐震補強設計を行った建築士が補強工事の監理を行うことが適当でない場合は、区長の承認を得た別の建築士が行うこととする。

イ 建築物の構造別に該当する次の性能基準を満たすものであること。

(ア) 木造建築物

精密診断により耐震改修工事後の構造耐震指標 I_w 値（以下「 I_w 値」という。）が 1.0 相当以上となること。

(イ) 非木造建築物

第 2 次診断または第 3 次診断により耐震改修工事後の構造耐震指標 I_s 値（以下「 I_s 値」という。）が 0.6 相当以上となること。

- (4) 協定機関 区長と「品川区住宅・建築物耐震診断支援事業に関する協定書」を締結した耐震診断機関をいう。

- (5) 耐震診断専門家 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく建築士の免許を有し、耐震診断の技術に精通しているもので、区長の依頼により協定機関が所属会員から選任したものおよび東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成 18 年 9 月 1 日付都市整備局長決定）に規定する耐震診断事務所登録のある事務所に所属するものをいう。

- (6) 共同住宅 1 つの建物内に 2 以上の独立した住居があり、階段および廊下等共用部分のある住宅をいう。

- (7) マンション 非木造の共同住宅のうち 2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。次号において同じ。）が存し、延べ面積が 1,000 m^2 以上、かつ、地階を除く階数が原則として 3 階以上であるものをいう。

- (8) 小規模マンション 非木造の共同住宅のうち 2 以上の区分所有者が存し、延べ面積が 1,000 m^2 未満、かつ、地階を除く階数が原則として 3 階以上であるものをいう。
（助成対象建築物）

第 3 条 この要綱により、耐震診断専門家の派遣および助成金の交付（以下「助成」という。）の対象となる建築物（以下「助成対象建築物」という。）は、品川区内にあり、建築基準法に適合する建築物または適合しない部分が耐震改修工事の際に解消される事が見込まれる建築物で、次の各号のいずれかに定めるものとする。ただし、第 1 号または第 2 号に掲げる建築物にあつては個人の所有するものに限る。

- (1) 平成 12 年 5 月 31 日以前に新築の工事（昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までの間にあつては在来軸組工法に限る。）に着手した、2 階建て以下の木造の一戸建て住宅、長屋または共同住宅（いずれも店舗等の住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 を超える建築物または鉄骨造等の木造以外の構造体が含まれる建築物を除く。）

- (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した、非木造の一戸建て住宅、長屋または共同住宅（いずれも店舗等の住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 を超える建築物を除く。）

- (3) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した、緊急輸送道路等として指定された道路の沿道建築物で、高さが前面道路幅員の 2 分の 1 を超えるもの（以下「緊急輸送沿道建築物」という。）

- (4) 品川区町会・自治会館建設補助金交付要綱（昭和 56 年品川区要綱第 71 号以下「町会会館建設補助金要綱」という。）に定める補助金の交付対象となる会館（以下「町会会館」という。）

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象から除く建築物は次の各号のいずれかに定めるものとする。
- (1) 東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱（平成 25 年 3 月 29 日決定 24 都市整防第 598 号）に定める特定整備路線の区域にかかる建築物
 - (2) 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）の定めによる都市計画決定のなされた市街地開発事業の施行区域にかかる建築物
 - (3) 品川区空家等および非空家等の適正管理等に関する条例（平成 26 年品川区条例第 43 号）第 9 条第 3 項の規定により除却が命ぜられている特定空家等に該当する建築物
 - (4) この要綱による助成を受けたことのある建築物
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、区長は特に必要と認める建築物を助成の対象とすることができる。

（助成対象者）

第 4 条 この要綱による助成を受けることができるもの（以下「助成対象者」という。）は、助成対象建築物の所有者とする。ただし、当該助成対象建築物が共有建築物である場合は共有者によって合意された代表者、区分所有建築物である場合は区分所有者によって合意された代表者、町会会館である場合は町会会館建設補助金要綱に定める町会または町会の代表者を助成対象者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は特に必要と認める者を助成対象者とすることができる。

（助成内容）

第 5 条 区長は、助成対象者に、耐震診断に要する経費のうち、次の各号のいずれかに定める額を助成することができる。この場合において、算定した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 耐震診断専門家が診断する木造の一戸建て住宅、長屋または共同住宅の耐震診断に要する経費のうち、協定機関が選任するものまたは協定機関が選任するもの以外の耐震診断専門家が診断したものは耐震診断に要する経費の額とする。ただし、限度額は一戸建て住宅または長屋は 25 万円とし、共同住宅は 27 万円とする。
- (2) 非木造の一戸建て住宅、長屋または共同住宅の耐震診断に要する経費の 2 分の 1 の額。ただし、限度額は 80 万円とする。
- (3) マンションの耐震診断に要する経費の 2 分の 1 の額。ただし、限度額は 150 万円とする。
- (4) 小規模マンションの耐震診断に要する経費の 2 分の 1 の額。ただし、限度額は 100 万円（その敷地が品川区地域防災計画（品川区災害対策基本条例（平成 26 年品川区条例第 19 号）第 4 条の品川区地域防災計画をいう。）において定められた緊急啓開道路に接する場合は 150 万円）とする。
- (5) 緊急輸送沿道建築物の耐震診断に要する経費の額。ただし、限度額は 300 万円とする。
- (6) 耐震診断専門家が診断する木造の町会会館の耐震診断に要する経費の額
- (7) 非木造の町会会館の耐震診断に要する経費の額

- 2 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（派遣および助成申請）

第 6 条 助成対象者のうち第 3 条第 1 項第 1 号または第 4 号に掲げる建築物について協定機関が選任する耐震診断専門家の派遣および助成金の交付を受けようとするものは、耐震診断の契約を締結する前に住宅等耐震診断専門家派遣・助成金交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 助成対象者のうち第 3 条第 1 項第 1 号または第 4 号に掲げる建築物について協定機関が選任する者以外の耐震診断専門家の診断を受けて助成金の交付を受けようとする

ものおよび同項第2号から第4号までに掲げる建築物の耐震診断に要する経費について助成金の交付を受けようとするものは、耐震診断の契約を締結する前に住宅等耐震診断助成金交付申請書（第1号の2様式）に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（派遣および交付決定）

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査し、助成対象になることを決定したときは、同条第1項の申請にあっては住宅等耐震診断専門家派遣・助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに協定機関に住宅等耐震診断専門家派遣依頼書（第3号様式）により耐震診断業務の実施を依頼し、同条第2項の申請にあっては住宅等耐震診断助成金交付決定通知書（第2号の2様式）により申請者に通知する。

2 区長は、前項の審査の結果、助成対象にならないことを決定したときは、前条第1項の申請にあっては住宅等耐震診断専門家派遣対象外・助成金不交付決定通知書（第4号様式）により、同条第2項の申請にあっては住宅等耐震診断助成金不交付決定通知書（第4号の2様式）により申請者に通知するものとする。

（複数年度にわたる耐震診断に係る全体設計の事前承認）

第7条の2 助成対象者のうち第5条第1項第3号から第5号までに掲げる助成金の交付を受けようとするものは、助成対象となる耐震診断を複数年度にわたり実施する場合において、当該耐震診断を実施する初年度の第6条第2項に規定する住宅等耐震診断助成金交付申請手続前に、当該耐震診断に要する経費の総額、当該耐震診断が完了する予定時期その他必要な事項について住宅等耐震診断助成全体設計承認申請書（第4号の3様式）に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査し承認することを決定したときは、住宅等耐震診断助成全体設計承認書（第4号の4様式）により申請者に通知する。

（複数年度にわたる耐震診断に係る全体設計の変更等）

第7条の3 前条第2項の規定により全体設計の承認を受けた助成対象者は、当該承認後に同条第1項に規定する申請内容の変更が生じたとき、または当該耐震診断を中止するときは、速やかに住宅等耐震診断助成全体設計変更（中止）申請書（第4号の5様式）に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査し承認することを決定したときは、住宅等耐震診断助成全体設計変更（中止）承認書（第4号の6様式）により申請者に通知する。

（権利譲渡の禁止）

第8条 第7条第1項の規定により派遣および交付決定を受けたもの（以下「助成決定者」という。）は、助成を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

（耐震診断専門家の選任）

第9条 協定機関は、第7条第1項の規定により耐震診断専門家の派遣依頼があった場合は、所属する建築士のうちから耐震診断専門家を選任し、耐震診断専門家選任届（第5号様式）により区長に届け出なければならない。

（耐震診断専門家の選任通知）

第10条 区長は、協定機関から耐震診断専門家選任届の提出があった場合は、耐震診断専門家選任通知書（第6号様式）により助成決定者に通知するものとする。

（着手報告）

第11条 助成決定者は、当該耐震診断に関する業務請負契約等を締結後、速やかに住宅等耐震診断着手届（第7号様式）に耐震診断に係る業務請負契約書の写しを添えて区長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、協定機関が選任する耐震診断専門家と契約を締結する場合の契約金額は、別に定める協定額とする。

(耐震診断の取り止め)

第12条 助成決定者は、事情により耐震診断を取り止めるときは、住宅等耐震診断助成取止届出書(第8号様式)を区長に届け出なければならない。

(完了届)

第13条 助成決定者は、耐震診断が完了したときは、速やかに住宅等耐震診断完了届(第9号様式。以下「完了届」という。)に次の関係書類を添えて、区長に届け出なければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書またはその写し(Iw値1.0未満またはIs値0.6未満と判断された場合は、耐震性向上のための設計の方針およびそれに基づいた概算耐震補強設計費、工事監理費および耐震改修工事費の記載を含むものとする。)
- (2) 耐震診断費用に係る領収書もしくは請求書またはそれらの写し
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第7条の2第2項に規定する住宅等耐震診断助成全体設計承認書を受領した助成決定者は、当該耐震診断が完了するまでの間、当該耐震診断を実施した年度ごとに完了届および前項各号に掲げる関係書類を添えて、区長に届け出なければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 区長は、前条に規定する届出があった場合、当該届出および当該助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められるとき、助成金額を確定して、住宅等耐震診断助成金額確定通知書(第10号様式)により前条に規定する届出をした者に通知する。

(助成金の交付請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた者は、住宅等耐震診断助成金交付請求書(第11号様式)により区長に助成金の交付を請求するものとする。

(決定の取消)

第16条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金をこの要綱に定める目的外に使用したとき。
- (3) 法令またはこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、住宅等耐震診断助成金交付決定取消通知書(第12号様式)により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(委任)

第18条 この要綱の施行に関し、必要な事務手続きは、都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は平成16年4月 21日から適用する。

付 則

この要綱は平成17年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は平成19年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は平成20年1月 7日から適用する。

付 則

この要綱は平成21年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 30 年 5 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

2 この要綱の適用の日から令和 2 年 11 月 30 日までの間に第 6 条第 1 項および第 6 条第 2 項の申請手続きをした場合における第 5 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「7.5 万円」とあるのは「6 万円」と、「13.5 万」とあるのは「12 万円」とする。

付 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

住宅等耐震診断専門家派遣・助成金交付申請書

年 月 日

品川区長あて
〒 ー
申請者住所
ふりがな
氏名
電話()

品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱第6条第1項に基づき、耐震診断専門家の派遣および助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

助成の種類	戸建て・長屋・共同住宅・町会会館		
申請金額 (契約予定額)	¥		
所在地	(地名地番)品川区 丁目 番地 (住居表示)品川区 丁目 番 号		
構造・規模	☐ 木造・その他(併用住宅)		地上 階/地下 階
	延べ面積 . m ²	住戸数 戸	
土地所有	申請者本人 / 申請者以外	接道状況	あり / なし
建築確認年月日	年 月 日 第 号 / 不明		
竣工年月	年 月 竣工		
設計図書	意匠図 有・無	構造図 有・無	構造計算書 有・無
添付資料	・建物の全部事項証明書(3カ月以内の写し) ・土地の全部事項証明書(3カ月以内の写し) ・公図(3カ月以内の写し) ・固定資産税納税通知書・課税明細書(最新年度の写し) ・建物の位置が特定できる地図 ・建物全体の写真 ・申請者本人確認書類(マイナンバーカード表面写し、住民票等) ・その他区長が必要と認めた書類		

以上

住宅等耐震診断助成金交付申請書

年 月 日

品川区長 へ
申請者 住所
ふりがな
氏 名
電 話()

品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱第6条第2項に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

助 成 の 種 類	木造(戸建て・長屋・共同住宅)・非木造・マンション・ 小規模マンション・緊急輸送道路・町会会館		
建 物 名 称	※個人宅は記載不要		
申 請 金 額 (契 約 予 定 額)	¥		
所 在 地	(地名地番)品川区 丁目 番地 (住居表示)品川区 丁目 番 号		
構 造 ・ 規 模	木造・S造・RC造・SRC造・その他		地上 階／地下 階
	延べ面積 . m ²		住戸数 戸
建築確認年月日	年 月 日 第 号 / 不明		
竣 工 年 月	年 月 竣工		
診 断 者	住所 事務所名 氏名 連絡先		
添 付 資 料	・建物の全部事項証明書(3カ月以内に発行のもの)(写し) ・土地の全部事項証明書(3カ月以内に発行のもの)(写し) ・固定資産税納税通知書・課税明細書(最新年度の写し) ・公図(3カ月以内の写し) ・建物全体の写真 ・建物の位置が特定できる地図 ・見積書(内訳がわかるもの)(写し) ・申請者本人確認書類(マイナンバーカード表面写し、住民票等) ・東京都木造住宅耐震診断事務所登録証(写し) ・その他区長が必要と認めた書類		

以 上

住宅等耐震診断専門家派遣・助成金交付決定通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった耐震診断専門家の派遣および助成金の交付について、品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり派遣および交付を決定しましたので、通知します。

記

1 助成内容

(1)耐震診断専門家の派遣 品川区と協定を締結した協定機関から耐震診断専門家が派遣されます。

(2)助成金交付予定額 ¥

2 助成対象建築物所在地

(地名地番)品川区 丁目 番

(住居表示)品川区 丁目 番 号

3 助成条件

品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱の規定を遵守すること。

以 上

住宅等耐震診断助成金交付決定通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった助成金の交付について、品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定しましたので、通知します。

記

1 助成金交付予定額 円

2 助成対象建築物所在地

(地名地番)品川区 丁目 番

(住居表示)品川区 丁目 番 号

3 助成条件

品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱の規定を遵守すること。

以 上

住宅等耐震診断専門家派遣依頼書

様

品川区長

品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱第7条第1項に基づき、下記のとおり住宅等耐震診断専門家派遣・助成を決定しましたので、耐震診断専門家を選任のうえ耐震診断の実施をお願いいたします。

記

1 助成予定者

(1)住 所

(2)氏 名

2 助成対象建築物

(1)所 在 地 (地名地番)品川区 丁目 番地

(住居表示)品川区 丁目 番 号

(2)所有者氏名

(3)建 物 用 途

以 上

住宅等耐震診断専門家派遣・助成対象にならない旨の通知

様

品川区長

年 月 日付第 号で申請のあった品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱第7条第2項に基づく、住宅等耐震診断専門家派遣・助成について、下記の理由により助成対象にならないことを決定しましたので通知します。

記

1 建 築 物

(1)所 在 地

地名地番	品川区	丁目	番	
住居表示	品川区	丁目	番	号

(2)所有者氏名

2 助成対象にならない旨の理由

以 上

第 号
年 月 日

住宅等耐震診断助成金不交付決定通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった助成金の交付について、品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

1 建築物所在地

地名地番	品川区	丁目	番	
住居表示	品川区	丁目	番	号

2 不交付の理由

以 上

住宅等耐震診断助成全体設計承認申請書

年 月 日

品川区長 へ
申請者 住所
ふりがな
氏 名
電 話()

品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱第7条の2第1項に基づく、住宅等耐震診断について全体設計の承認を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

助 成 の 種 類	マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
建 物 名 称			
所 在 地	(地名地番)品川区 丁目 番地 (住居表示)品川区 丁目 番 号		
構 造 ・ 規 模	木造・S 造・RC 造・SRC 造・その他		地上 階／地下 階
	建築面積 . m ² ・ 延べ面積 . m ²		
建築確認年月日	年 月 日 第 号		
診 断 業 者	住所 事務所名 氏名 連 絡 先		
添 付 資 料	・建物の全部事項証明書(3 カ月以内の写し) ・台帳記載事項証明書等の建築年が確認できるもの ・建物の位置が特定できる地図 ・配置図等の図面 ・工程表(年度ごとの出来高がわかるもの) ・見積書(年度ごとの支払額がわかるもの) ・その他、区長が必要と認めた書類		

以 上

住宅等耐震診断助成全体設計承認書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった住宅等耐震診断助成全体設計承認申請書については、品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱第7条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり承認したので、通知します。

記

助 成 の 種 類	マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
建 物 名 称			
所 在 地	(地名地番)品川区	丁目	番地
	(住居表示)品川区	丁目	番 号
構 造 ・ 規 模	木造・S造・RC造・SRC造・その他	地上 階／地下 階	
	延べ面積 . m ²		
建 築 確 認 年 月 日	年 月 日 第 号		

以 上

住宅等耐震診断助成全体設計変更(中止)承認申請書

品川区長あて

〒
申請者住所
ふりがな
氏名
電話()

年 月 日

品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱第7条の3第1項に基づく、住宅等耐震診断について全体設計の変更(中止)承認を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

助成の種類	マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
建物名称			
所在地	(地名地番)品川区 丁目 番地 (住居表示)品川区 丁目 番 号		
構造・規模	木造・S造・RC造・SRC造・その他		地上 階／地下 階
	延べ面積 . m ²		
建築確認年月日	年 月 日 第 号		
変更(中止)概要			
変更(中止)理由			
添付資料	・申請内容の変更を示す図書 ・その他区長が必要と認めた書類		

以上

住宅等耐震診断助成全体設計変更(中止)承認書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった住宅等耐震診断助成全体設計変更(中止)承認申請書
については、品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱第7条の3第2項の規定に基づき、下
記のとおり変更(中止)承認したので、通知します。

記

助 成 の 種 類	マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
建 物 名 称			
所 在 地	(地名地番)品川区	丁目	番地
	(住居表示)品川区	丁目	番 号
構 造 ・ 規 模	木造・S造・RC造・SRC造・その他	地上 階／地下 階	
	延べ面積 . m ²		
建 築 確 認 年 月 日	年 月 日 第 号		

以 上

耐震診断専門家選任届

年 月 日

品川区長あて

協定機関住所

氏名

年 月 日付第 号で依頼のあった品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱第9条に基づく、耐震診断専門家の派遣について、下記のとおり耐震診断専門家を選任しましたので届け出ます。

記

1 耐震診断専門家

(1)資 格 級建築士 登録第 号

(2)氏 名

(3)建築士事務所名 建築士事務所 都知事登録第 号

(4)住 所

(5)電 話 番 号 ()

2 助成対象建築物

(1)所 在 地

(2)所有者氏名

以 上

第 号
年 月 日

耐震診断専門家選任通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった耐震診断専門家の派遣について、協定機関が耐震診断専門家を選任したので、品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱第10条に基づき通知します。

記

耐震診断専門家

(1)資 格 級建築士 登録第 号

(2)氏 名

(3)建築士事務所名 建築士事務所 知事登録第 号

(4)住 所

(5)電 話 番 号 ()

以 上

住宅等耐震診断着手届

年 月 日

品川区長あて

届出者 住 所

氏 名

年 月 日付第 号で要綱第 7 条に基づく決定通知のあった住宅等耐震診断について、年 月 日より、下記のとおり着手することを届け出ます。

記

- 1 地名地番 品川区 丁目 番地
- 2 住居表示 品川区 丁目 番 号
- 3 耐震診断者 住所

事務所名

氏名

- 4 添付資料 ・耐震診断に係る請負契約書の写し
・その他区長が必要と認めた書類

以 上

住宅等耐震診断取止届出書

年 月 日

品 川 区 長 あて

届出者 住 所

氏 名

年 月 日付第 号で助成金交付決定通知のあった住宅等耐震診断について、
下記のとおり耐震診断を取り止めますので、届け出ます。

記

1 地 名 地 番 品川区 丁目 番地

2 住 居 表 示 品川区 丁目 番 号

3 取り止める理由

以 上

住宅等耐震診断完了届

年 月 日

品川区長あて

住 所

氏 名

年 月 日付第 号で要綱第 7 条に基づく交付決定通知のあった住宅等耐震診断について、下記のとおり耐震診断が完了しましたので届け出ます。

記

1 助成金交付予定額 ￥

2 耐震診断費用金額 ￥

3 助成対象建築物

(1)地名地番 品川区 丁目 番地

(2)住居表示 品川区 丁目 番 号

4 完了日 年 月 日

5 添付資料

(1)耐震診断結果報告書の写し

(2)耐震診断費用に係る領収書もしくは請求書またはそれらの写し

(3)その他区長が必要と認めた書類

6 その他

以 上

住宅等耐震診断助成金額確定通知書

様

品川区長

年 月 日付で提出された完了届について、当該届出および交付決定の内容を確認し、助成条件に適合すると認められるので、品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱第14条の規定に基づき、助成金額を確定し下記のとおり通知します。

記

助成金交付確定額 ¥
(契 約 金 額 ¥)

以 上

住宅等耐震診断助成金交付請求書

年 月 日

品 川 区 長 あて

住 所

氏 名

年 月 日付第 号により助成金額確定通知のあった住宅等耐震診断助成金について、下記のとおり請求します。

記

助成の種類	木造(戸建て・長屋・共同住宅)・非木造・マンション ・小規模マンション・緊急輸送道路・町会会館
請 求 額 (助成金交付確定額)	¥
添付資料	・支払金口座振替依頼書 ・その他区長が必要と認めた書類

以 上

第 号
年 月 日

住宅等耐震診断助成金交付決定取消通知書

様

品川区長

年 月 日付第 号で交付決定をした住宅等耐震診断助成金について、下記の理由により交付決定を取り消します。

記

1 対 象 建 築 物 地 名 地 番 品川区 丁目 番
住 居 表 示 品川区 丁目 番 号
所有者氏名

2 取 消 理 由

以 上